

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第131回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年3月3日（金）10時00分～10時46分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
近藤総合通信基盤局総務課長、
飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、
植松事業政策課市場評価企画官、
佐藤事業政策課ブロードバンド整備推進室長
山口電気通信技術システム課長

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3162号】

開 会

○三友部会長 おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第131回を開催します。本日はウェブ審議で開催しておりまして、委員8名全員が出席されており、定足数を満たしております。

ウェブ審議でございますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日は諮問事項1件でございます。

議 題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3162号】

○三友部会長 諮問第3162号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」総務省から御説明をお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 総務省事業政策課の柳迫でございます。諮問第3162号について御説明します。

資料131-1の1ページを御覧ください。こちらは、諮問書でございます。令和4年の改正電気通信事業法の施行に伴いまして、電気通信事業法施行令及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正するものでございます。

諮問の根拠につきましては、改正法附則第2条並びに改正法による改正後の電気通信事業法第169条第3号及び第4号の規定に基づいて諮問するものでございます。

2ページからが電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要でございます。ここからは右肩のページ数に基づいて御説明いたします。

右肩3ページを御覧ください。こちらが令和4年の電気通信事業法の一部改正の概要

でございます。この法改正に基づきまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が創設されることになりました。

法律の概要は右肩4ページでございます。法律で規定している内容としましては、まず、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスについては、改正電気通信事業法の中で第二号基礎的電気通信役務と定義されてございます。

法律の柱は大きく2つございます。1つ目は「第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に課す業務規律」でございます。第二号基礎的電気通信役務を適切、公平かつ安定的に提供するために、第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者に対しまして、契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務等を課すものでございます。2つ目は総務大臣が指定した「支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する第二種適格電気通信事業者に対する交付金制度」でございます。第二種適格電気通信事業者は総務大臣が申請に基づき指定する事業者であり、この第二種適格電気通信事業者に対して、第二種交付金を交付することによって、支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る維持費用の一部を支援するものでございます。

こちらの右肩4ページのうち赤枠で囲った部分を今回、政令、省令及び告示で規定しまして、諮問の対象になるものでございます。

右肩5ページを御覧ください。最初に第二号基礎的電気通信役務の範囲でございます。ブロードバンドサービスにつきましては改正電気通信事業法第7条第2号で「高速度データ伝送電気通信役務」と定義されておりまして、高速度データ伝送電気通信役務の一部を第二号基礎的電気通信役務として総務省令で定めることになっています。

第7条第2号の①の部分で、高速度データ伝送電気通信役務から除く電気通信役務で用いられる電気通信設備を総務省令で定めることになっています。こちらにつきましては、「専らインターネットへの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」を総務省令で規定して、ISPの設備を高速度データ伝送電気通信役務で用いられる電気通信設備から除くこととしてございます。

また、第7条第2号の②の部分については、まさに第二号基礎的電気通信役務を今回総務省令で具体的に定めるものでございまして、FTTH、CATVインターネットのうちHFC方式、そしてワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）の3つを第二号基礎的電気通信役務として今回規定するものでございます。

右肩7ページを御覧ください。ここでは一般支援区域・特別支援区域の指定に当たっ

て、支援区域の指定単位等を定めるものでございます。まず、支援区域の指定につきましては、改正電気通信事業法では一者以下の提供地域を支援区域として指定するということになっていますが、一者以下の提供地域であるかどうかを判別するため、回線設置事業者には第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告を求める規定が①でございます。

また、②につきましては、支援区域の指定単位を町字単位で定めまして、総務省のホームページに掲載して示すことを規定するものでございます。こちらにつきましては、競争中立性等の観点から、その区域で競合事業者がないことを支援区域の指定の前提としておりまして、都道府県単位や市町村単位ではきめ細やかな支援が難しいので、町字単位を支援区域として定めるものでございます。

右肩 8 ページを御覧ください。支援区域の指定要件ですが、モデル上の赤字地域をどのように定めるかを規定してございます。支援区域につきましては、法律上、一般支援区域と特別支援区域の 2 つがございます。そのうち一般支援区域の指定の要件として、モデル上の赤字地域であることがまず要件となっております。上のグラフをご覧くださいますと、横軸が全国の町字でございます。縦軸が第二号基礎的電気通信役務を提供するに当たって、1 回線当たりの平均コストを示しております。そして右から順番に、1 回線当たりの平均コストが高い順に全国の町字を並べているものでございます。

そのうち横の青い点線を超える部分がモデル上の赤字地域でございまして、この赤字地域の青い点線の部分は一般支援区域の基準になりますけれども、こちらにつきましては 1 回線当たりの平均収入見込額を設定し、告示で定めることとしておりまして、金額としては月額 3,869 円と規定するものでございます。3,869 円の根拠につきましては、F T T H 市場における主要な設備設置事業者としてシェアの合計が 8 割を超える上位 6 者（オプテージ、K D D I、ソニーネットワークコミュニケーションズ、中部テレコミュニケーション、N T T 西日本、N T T 東日本）の戸建て向け F T T H アクセスサービスの月額料金からプロバイダ料金を除いた平均値が月額 3,869 円となり、モデル上の赤字地域を特定するための基準と考えてございます。

なお、特別支援区域の基準につきましては、情報通信審議会の答申でも、今後のコストニングの議論を踏まえて改めて設定することになっておりますので、今回は、こちらの基準については定めておりません。今後の議論を踏まえて改めて設定するものでございます。

右肩 10 ページを御覧ください。特別支援区域の指定要件でございます。特別支援区

域の指定要件の1つであるモデル上の大幅な赤字地域（改正電気通信事業法第110条の2第2項第1号イ）については、先ほどの右肩8ページのグラフのオレンジ色の点線を超える部分でございます。この【B】の部分のうち一者以下の提供地域を特別支援区域として指定するものでございます。

また、右肩10ページの改正電気通信事業法第110条の2第2項第1号ロの要件については、「単位地域の地理的条件その他総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合」を具体的に定める必要があります。情報通信審議会の答申でも特別支援区域につきましては、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る維持費用を支援し、未整備地域の解消や公設光ファイバの民設移行の促進という副次的な目的を有するものとしておりましたので、今回、総務省令で具体的に要件を定めたいと考えております。特別支援区域の指定要件としては、右肩8ページのグラフで説明しますと、【B】と書かれている特別支援区域に、未整備地域の解消や公設設備の民設移行を促進していくため、未整備地域や公設地域が【B】以外として、赤字地域である【A】の区域にあった場合も特別支援区域として支援していくこととし、右肩10ページの総務省令で定める事項で具体的な要件を規定するものでございます。

具体的な要件としましては、①の「電気通信回線設備の規模」と「電気通信回線設備を所有する者」のそれぞれ2つの基準で判別します。具体的な基準の内容は、②で定めることになり、まず未整備地域につきましては、【A】の地域であるモデル上の赤字地域のうち、町字単位で実際の設備ベースでの世帯カバー率の要件として、50%を越えない場合にこの区域を未整備地域として特別支援区域に指定することがまず一つでございます。

もう一つが民設移行を促していくため、先ほどのモデル上の赤字地域である【A】の地域であったとしても、電気通信回線設備の所有者が地方公共団体である場合、すなわち公設地域でも特別支援区域に加えるものでございます。これが右肩10ページの総務省令で規定する内容でございます。

右肩12ページを御覧ください。支援区域の指定要件として、一者以下の提供地域であることが要件となっております。この一者以下の「一者」について、どういう者を「一者」としてカウントするのかが総務省令で定める内容でございます。

「一者」とカウントするためには、まず①にございますとおり、町字単位の単位区域

ごとの電気通信回線設備の規模が50%を超えている事業者であって、この50%を超えた状態で、②にございます第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間が1年を超える事業者、これを「一者」と今回カウントするものでございまして、このような事業者が二者以上いる区域につきましては、支援区域から外れることとなります。

右肩13ページを御覧ください。交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者の指定でございます。省令で定める事項としましては、①の公表の時期と②の公表すべき書類の2つを指定の要件として定めるものでございます。まず②から御説明いたしますが、第二種適格電気通信事業者として指定の申請をしたいと考える事業者について、第二号基礎的電気通信役務収支表の公表に加えて、先ほどの未整備地域の解消や公設設備の民設移行を促していく観点から、特別支援区域における整備と役務提供の計画書の公表を求めるものでございます。特に第二号基礎的電気通信役務収支表につきましては、第二種交付金の算定に当たって、一般支援区域における交付金の上限額の設定に活用され、特別支援区域においても収支の内容によって支援対象の範囲が変わってきますので、この収支表は非常に重要な役割を果たすこととなります。また、※7にございますように、この収支表の適正性の確認に必要となる財務諸表について、総務大臣への提出を求める手当も今回設けているところでございます。

この公表すべき書類をいつ公表するのかを規定しているのが①でございます。公表すべき時期につきましては、まず、指定の申請をしようとする事業者は、申請の前に公表を行っていることが求められます。また、第二種適格電気通信事業者として指定を受けた後は、毎事業年度経過後、5か月以内に最新のものを公表することを今回省令で定めることとしております。

右肩14ページを御覧ください。第二種適格電気通信事業者が第二種交付金の支援を受ける場合の要件を定めるものでございます。

要件としては2つございます。まず、①にございますとおり、町字単位で支援を受けられるための要件となる回線設備の規模の割合として今回、一般支援区域は50%、特別支援区域は10%をそれぞれ超えていることを省令で定めるものでございます。特別支援区域の数字が低いのは、特別支援区域には未整備地域が多く、このような未整備地域を解消していきたい趣旨もございまして、一般支援区域と特別支援区域の基準が異なっております。

また、支援の要件となる役務の継続提供期間を1年超として総務省令で定めることと

するものでございます。これは、交付金の支援を受けるために第二種適格電気通信事業者になって、短期間しか役務を提供していないにもかかわらず、すぐに撤退してしまうような事業者は支援する必要性が乏しいことから、役務の継続提供期間を1年超としてございます。

右肩15ページを御覧ください。第二種負担金の算定単位でございます。第二種負担金の算定方法としましては、1回線当たりの単価に各負担事業者の毎月の回線数を掛けて計算することが、情報通信審議会の答申でも示されております。算定に当たっては、回線単価に高速度データ伝送電気通信役務の回線数を掛けることとなりますけれども、この高速度データ伝送電気通信役務の回線数から除外する役務を定めるものでございます。

今回定めているものにつきましては、専用役務、閉域網通信、卸役務、I o Tを除くこととしてございます。特に専用役務や閉域網通信につきましては、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したweb会議等には使用されないことから、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、今回第二種負担金の算定対象から除くものでございます。I o Tにつきましても同様で、インターネットに抜けるものが少ないことや、データ容量が小さいことから第二種負担金の算定単位から除外してございます。MVNOや卸役務、光卸で提供するようなサービスにつきましては、卸元事業者が卸先事業者に提供する卸電気通信役務が第二号基礎的電気通信役務として整理されておりますので、基本的にはMNO、卸元事業者が第二種負担金を負担することとし、卸先事業者であるMVNOなどの事業者に対しましては、卸元事業者が実際に第二種負担金のコストを転嫁するかどうかを個別に判断していく形で整理されてございます。

右肩17ページを御覧ください。第二種負担金の負担事業者の範囲と負担額の上限の割合を定めるものでございます。こちらは政令で定めることになっておりまして、負担事業者の範囲は、前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者とし、負担額の上限の割合につきましては3%とすることで、基本的には電話のユニバーサルサービスと同じ基準になってございます。

理由としましては、負担事業者のうち、一定程度が電話のユニバーサルサービスとブロードバンドのユニバーサルサービスで共通するところ、また支援機関では、それぞれ

電話のユニバーサルサービスとブロードバンドのユニバーサルサービスで負担金の徴収業務がございますので、基準が変わってくることになりますと、業務の円滑な遂行にも支障があることから、情報通信審議会の議論でもこの基準で答申が示されたところでございます。

以上が諮問内容についての御説明でございまして、右肩18ページが今後のスケジュールでございます。本日、当審議会で諮問内容についてパブリックコメントをすることを議決いただけましたら、パブリックコメントを実施させていただきまして、4月の当審議会で答申を得ることを希望するものでございます。その答申をいただいてからは、6月16日の施行までに改正政省令等の公布を目指していくことを想定してございます。

右肩19ページ以降が参考資料でございまして、こちらにつきましては今回の政令、省令、告示の改正の根拠となった2月7日の情報通信審議会の答申である「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」についての概要を載せております。この答申の概要のうち、赤丸部分が今回の諮問対象となる政省令等の内容でございまして、青丸部分が諮問対象外の内容でございます。答申の概要につきましては、右肩20ページから30ページまで記載してございます。

なお、右肩25ページから27ページまでは赤丸も青丸もなく、今回の政省令等改正の対象外としてございます。当該部分につきましては、今後コストの議論も踏まえまして、実際に交付金、負担金の算定方法の詳細について整理した上で、改めて省令で規定することを想定してございます。

右肩31ページ、32ページはそれ以外のその他の改正であり、電気通信事業報告規則を改正してワイヤレス固定ブロードバンドの契約数の報告を求めるもの、右肩32ページにつきましては、これまで電気通信事業法の登録届出制度において、軽微な変更の手続として事後届出にする手続が一部揃っていないものがありましたので、今回それを整理するものでございます。

簡単ではございますけれども、今回の改正内容は以上でございます。よろしく申し上げます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、あるいは御質問がございましたら、チャット欄にその旨御記入いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、大谷委員、よろしくお願ひいたします。

○大谷委員 御説明ありがとうございました。これまでに、電話のユニバーサルサービスの制度があったとはいっても、対象がブロードバンドという新しいものですので、きめ細かな御検討をいただいて、それをまた文言に落としとしていただいたことに御礼申し上げたいと思います。

その上で初歩的なことをお尋ねしたいと思っているのですが、これまでの検討に関与していた者として、きちんと理解できてないのはよくないのかもしれませんが、負担事業者の範囲について、確認させてください。負担すべきかどうかについては、前年度の事業収益10億円の基準などを定めることになるわけですが、負担事業者の多くが利用者に負担金を転嫁したり、あらかじめ利用者から負担していただくような慣行になっていくのではないかと思います。最終的に前年度の収益の金額が10億円に到達しないであるとか、あるいはこの3%に達しなかったにもかかわらず、誤って利用者に転嫁をしてしまうような事態が生じるのではないかと多少懸念しております。前年度の実績を要件に定めることで、そのような間違いが生じにくい仕組みにしていっていると思いますが、その辺り、どのように整理しているのか、総務省としてのお考えを聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 大谷委員、御質問ありがとうございました。大谷委員の御指摘の点につきましては、まず、この仕組みは既に電話のユニバーサルサービス制度で運用されてございます。特に負担事業者につきましては、電話の場合も同じように前年度の電気通信事業収益が10億円超という基準がございまして、前年度の電気通信事業収益が10億超かどうかは事業者で個別に判断することができます。それに基づきまして、電話の場合ですと毎月の番号数、ブロードバンドの場合は毎月の回線数に基づいて負担金を計算して負担することになりまして、電話の例を参考にしますと、認可を受ければ、毎月、支援機関による負担金の徴収、交付金の交付といったプロセスが発生することになります。

利用者への情報開示では、電話の例を申しますと、利用者が混乱しないように、請求書の明示の方法などを業界でガイドラインとして定めていると承知しております。情報通信審議会の答申でも、利用者への情報開示の具体的な内容・方法については、電話のユニバーサルサービス制度のガイドライン等を参考にすることが考えとして示されており、負担金を利用者に転嫁するかどうかは事業者の判断ですが、請求書の明示についてある種のガイドラインが示されれば、基本的には誤って転嫁することは、現実的

には難しいのではないかと考えています。そのため、情報通信審議会の答申を踏まえ、電話のガイドラインの例も参考に、利用者への情報開示の在り方については、業界の中でも必要に応じて検討していくものと認識しております。

- 大谷委員　御回答ありがとうございました。まさしくおっしゃるとおりだと思いますけれども、電話の場合は長年の積み重ねもあり、また、事業者も限られていることから、仮に利用者に転嫁した場合のやり方もよく理解されていると思いますが、負担する事業者が増えてまいりまして、そういった事務の取扱について十分理解していないまま、あるいは理解が行き届いていないことがないように、それほど複雑な制度ではないと理解しておりますけれども、利用者への周知につきましては、総務省でもこの制度の浸透に向けて御努力いただくべき点があるのではないかと考えております。

以上でございます。

- 柳迫事業政策課調査官　大谷委員、ありがとうございます。御指摘のとおりだと思っております。特に、今回はブロードバンドサービス提供事業者が、自分たちは負担事業者に該当するのか判断できるよう、負担事業者の要件を丁寧に周知していくことが重要だと考えております。大谷委員の御指摘を踏まえて適切な対応を取ってまいりたいと思います。

- 大谷委員　よろしく願いいたします。

- 三友部会長　どうもありがとうございました。大変重要な論点だと思います。今回は事業者数も非常に多いですし、負担する側の事業者に関してもいろいろ混乱が生じる可能性もありますので、ぜひそのところは事前にきちんと整理して周知していただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

- 佐藤部会長代理　佐藤です。ありがとうございます。赤字地域でブロードバンドの支援をしていく今回の諮問の内容については賛成で、重要な施策だと思っております。

関心事項は、政策の効果をどうやって見ていけばいいかということですが、例えば【A】地域、【B】地域の世帯のカバー率とか実利用率を数字として毎年取っていく、あるいは地域ごとに新たにサービスを、交付金を受けてサービスを開始するような町とか字がどのぐらい増えていくとか、ある程度数字で追いかけることが必要だと思いますが、総務省としては今後どのように評価していく予定なのか、考えておられることがあれば教えてください。

○三友部会長 総務省、お願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 佐藤部会長代理、御指摘ありがとうございました。まず、一般支援区域、特別支援区域、それぞれ目的があると考えております。一般支援区域は、資料131-1の右肩11ページにおいて、一者以下の提供地域のうち【A】の地域が該当しますけれども、こちらにつきましては、第二号基礎的電気通信役務の採算地域から不採算地域への内部相互補助によって維持していた役務が維持できない事業者、すなわち第二号基礎的電気通信役務全体の収支が赤字の事業者について、赤字の一部を支援するものでございます。この区域は、基本的には、現在提供している役務の維持を目的にしています。そこが主眼でございますので、役務の維持の実態をしっかりと把握していくことが重要だと考えています。

また、右肩11ページにおいて、一者以下の提供地域のうち【B】及び【C】と書かれている特別支援区域は、特に副次的な目的である未整備地域の解消や公設設備の民設移行を促していくことが重要になってまいります。したがって、まず未整備地域の解消については、今回、特別支援区域における第二種適格電気通信事業者の指定要件である設備規模が町字単位で10%を超えることとしていますので、この10%を超える区域が今後どう増えていくのかを把握していくことが、未整備地域の解消に資すると考えてございます。

また、公設設備の民設移行につきましても同様でございます。この仕組みによって公設地域がどのくらい減っていくのか、そういったことも政策効果としてしっかりフォローしていく必要があると考えてございます。

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。【A】地域、【B】地域、あるいは未整備地域又は公設地域で、それぞれ政策として期待するものが違ってくると思いますので、そういった効果がきちっと現れてくるかとか、もしかしたらさらに我々が工夫しなくてはいけないことが出てくるのか、見守っていく、注視していくことも必要だと思います。

○柳迫事業政策課調査官 ありがとうございます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。非常に重要な論点だと思います。

続きまして、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。今回御説明ありがとうございました。私も研究会からいろいろ携わっていて、議論に参加させていただきましたが、右肩5ページのところ、基礎的電気通信役務に位置付ける電気通信役務で、ワイヤレス固定ブロードバンド（専

用型) など、少し技術的に新しいものも入れていただいております、これがうまく負担金の軽減につながると良いのかと思っています。

一方で、ワイヤレス固定ブロードバンドのうち、通常のセルラーシステムを使うものについては、まだ安定性の問題でかなり難しい話になっていたかと思うので、この辺りは今後、技術的な進展を見ながら、どのような位置付けにするのかを適宜見直せるように総務省の中でも検討いただければと思っております。

1点質問ですが、今回、全般的な大枠はこれでうまくまとめられているかなと思いますが、御説明あったように、具体的な計算式などはこの後決めるお話があったと思いますが、何年頃から正式に、負担金や交付金の制度が動き出すのかの見込みがあれば教えていただければと思います、この辺りいかがでしょうか。

○柳迫事業政策課調査官 藤井委員、御質問ありがとうございます。交付金、負担金の算定については、具体的な金額に関わるところが今後の重要なポイントになります。施行が6月16日であり、施行されてからできるだけ早期に、この制度が実際に稼働していくことも必要だと考えております。情報通信審議会の答申では、交付金、負担金の算定方法の方向性について整理していただきましたので、総務省としても今後のコストリングの詳細等の検討課題をしっかりと整理した上で、できるだけ早期に検討を開始できればと考えているところでございます。

○藤井委員 承知しました。引き続きよろしく申し上げます。

○三友部会長 ありがとうございます。この交付金制度はまた別に考えることもできるのですが、両者は不可分にありますので、なるべく早く全体をまとめていただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 ありがとうございます。私は、物価が今変動しているときなので、1つだけコメントを申し上げたいのですけれども、例えば8ページに書いてある月額3,869円というのも、現在の物価水準が続くとしたらと計算されていると思うのですが、これが今のような物価変動が続くと変わってくる可能性があるかなと思います。料金の変更とか、それから建設資材の変更とか、いろいろ要因はあると思うのですけれども、そのときに機動的に変更されるだろう、また、更新のし直しをされると思うのですが、大体物価が上がるときでも、下がるときでも、問題は分配が変わることです。ですから、そのときに内部での不公平感とか、分配の変更による不利益等が出ないような配慮をして

いただきたい、そのように要望したいと思いました。

以上、コメントです。

○柳迫事業政策課調査官 山下委員、ありがとうございます。料金の実態は総務省でもしっかりと把握しておりますので、大きく変わるようなことがあれば、適切な水準に設定し直すことも必要だと考えます。御指摘の点については、料金の実態を踏まえながら適時適切に見直していきたいと考えております。

○三友部会長 ありがとうございます。もちろん経済も変わっていきますし、技術も変わっていきますので、その辺の変化を踏まえて、こういったパラメーターの設定につきましては、なるべく柔軟に対応していただければと思います。ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に追加の御質問、御意見等はないようでございますので、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、3月4日（土）から4月3日（月）までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめるということにしてはいかがかと考えますけれども、そのような手続でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長 どうもありがとうございました。それでは、その旨決定することといたします。

○三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。この機会に何か皆様からございましたらよろしく願いいたします。何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。次回の電気通信事業部会につきましては、別途御案内を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会